

事業費補助金調査票(表)

補助金名		じんかい集積所等設置費補助金									
担当課	環境部 クリーン推進課										
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業						
	01	04	02	02	60	-	01				
事業名	じんかい集積所等設置費補助事業										
新規・継続の別	継続										
補助・単独の別	市単										
補助の種類	事業										
R8 予算額						2,100	千円				
R7 予算額						2,100	千円				
R6 決算額						2,972	千円				
R5 決算額						2,758	千円				
R4 決算額						2,975	千円				
R3 決算額						2,090	千円				
R2 決算額						3,181	千円				
事業の趣旨・目的	じんかい集積所及び移動集積カゴ等の設置を奨励するため、これらの設置又は改造する区、自治会等に対し補助金を交付し、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るとともに再生資源の利用に資することを目的とする。										
	開始年度	平成 5 年度									
根拠法令等	(市)成田市じんかい集積所等設置費補助金交付規則										
留意事項											
決算内訳	令和 6 年度決算額等 (単位:千円)				成果指標	成果指標: 交付件数 (単位:基)					
		金額	件数	割合							
	全体事業費	5,752									
	うち市補助金	2,972	42	51.7%							
	うち国補助	0		0.0%							
	うち県補助	0		0.0%							
自己負担	2,780		48.3%								
事業の趣旨・目的	【補助対象者】 補助金の交付を受けようとする区、自治会等 【補助対象経費】 ・じんかい集積所の設置に係る経費 ・移動じんかい集積カゴ設置に係る経費 ・じんかい集積所改造に係る経費 【補助率】 ・じんかい集積所の設置に係る経費 1基当たり195千円(上限) ・移動集積カゴ設置に係る経費 1基当たり60千円(上限) ・じんかい集積所改造に係る経費 1基当たり90千円(上限) 【国県等の補助率】 市単独補助事業のため、国県等の補助なし 【近隣自治体の補助率】 ・富里市:費用の1/3 限度額18,000円 ・栄町:費用の1/2 限度額40,000円 ・香取市:工事費の1/2 上限:100,000円										

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標である、「快適でうるおいのあるまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	生活環境の保全及び公衆衛生の向上、円滑な収集業務の促進を目的とし、快適な市民生活に寄与する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	補助率は1/2以下である	はい	じんかい集積所は、区・自治会等により設置・維持管理されており、市の補助を利用することで公衆衛生の向上を促進する。近隣市町村と比較すると、補助水準は高いが、他自治体では、コミュニティ補助金などを活用している例もあり、結果的に高水準での補助になる場合がある。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	高い	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	—	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	—	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	—	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	補助金交付基数と決算額 R4年度: 36基 2,974,980円、R5年度: 33基 2,757,968円 R6年度: 42基 2,971,698円
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	既存の集積所の改造や、移動集積カゴの購入、買い替え等に補助金を交付することで、良好な生活環境の保全に寄与しており、適正排出により、回収効率の向上にも繋がっている。
補助対象外経費	補助事業等に直接関わりのない人件費	補助対象外	
	慶弔費及び交際費に係る経費	補助対象外	
	懇親会及び飲食に係る経費	補助対象外	
	慰労を目的とした旅費に係る経費	補助対象外	
	入場料等受益者負担で賄うべき経費	補助対象外	
	団体の資産形成(積立金等)につながる経費	補助対象外	
	その他補助することが適当でない経費	補助対象外	
最終評価	維持継続		
所見	本補助金は、ごみの散乱を防止し、公衆衛生の維持・向上を目的とする公共性の高い補助金である。近隣自治体と比較した本市の補助水準は高いが、じんかい集積所等の管理主体は区・自治会等であり、市はその活動を支援する立場であることから、区・自治会等の負担を増やすことがないよう、今後も継続して補助事業を実施する。		